

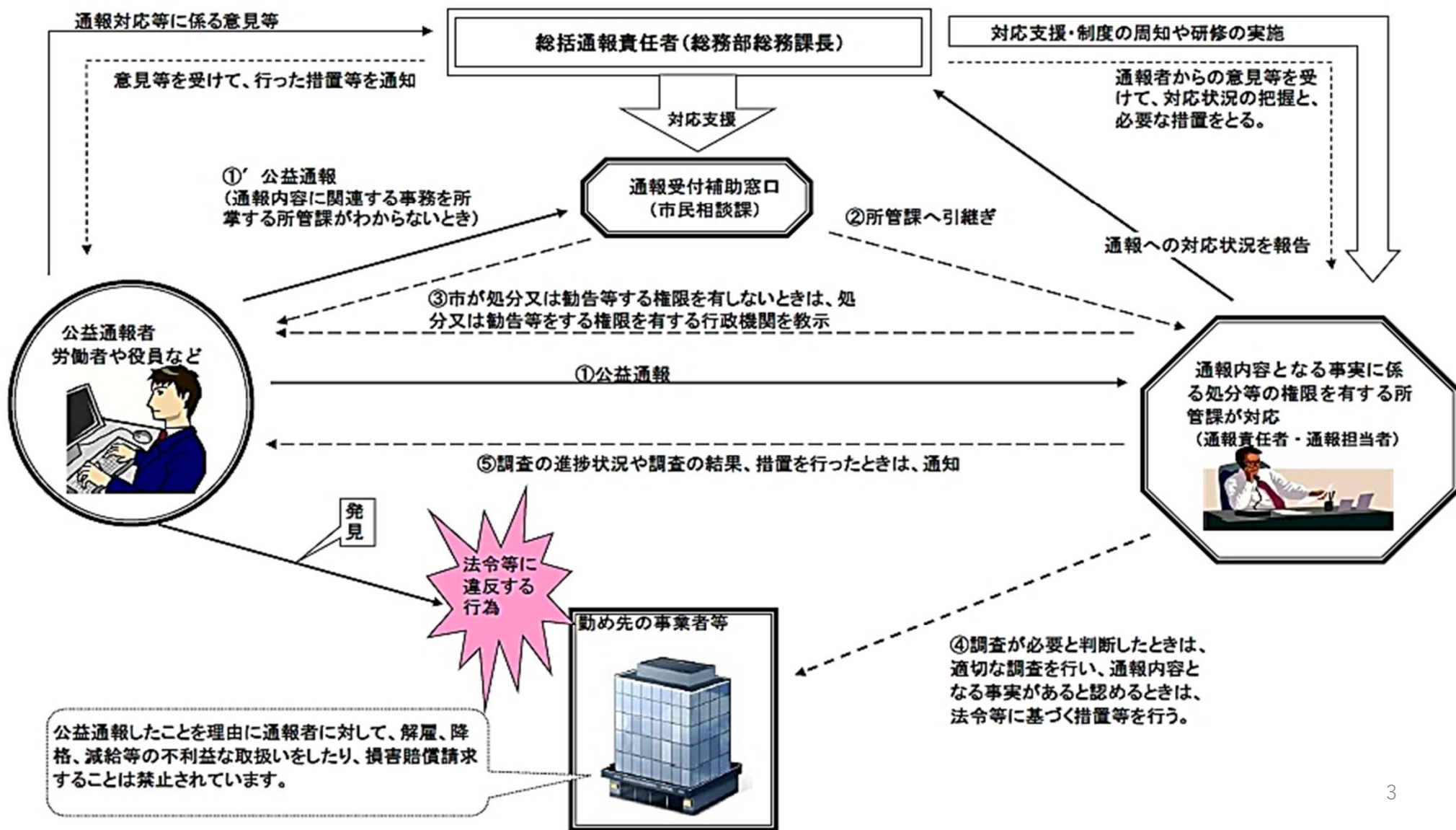
外部公益通報制度 (行政機関通報) の概要

2022年6月 初版

外部公益通報（行政機関通報）とは

- 国民生活の安全安心を損なうような事業者の不祥事の多くが、事業者内部の労働者からの通報をきっかけに明らかになってきた状況を踏まえて、国民生活に関わる重大な法益を確保するとともに、労働者が公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことできるよう保護するため、2006年4月に「公益通報者保護法（以下「法」とします。）」が施行されました。
- 法においては、事業者内部の法令違反行為について、労働者が所属する事業者の通報窓口に通報する手段のほか、その法令違反行為について処分等の権限を有する行政機関に、所定の要件を満たして通報する方法（本市では「外部公益通報」と呼びます。）が整備されていました。
- 2022年6月から施行された法改正により、制度の実効性を高めるため、行政機関への通報要件が緩和されるとともに、各行政機関において必要な体制整備等を行うこととされたことに伴い、本市でも「宝塚市外部公益通報への対応に関する要綱」を制定し、外部の労働者からの通報や相談に対応するための体制を整理しました。

本市における外部公益通報制度のイメージ



通報者の範囲

- 外部公益通報ができる人は、次のとおりです。

①事業者の労働者等

☞ 違反行為に係る事業者（法人その他団体や個人事業主をいいます。）に雇用されている労働者

☞ 上記事業者を派遣先とする派遣労働者

☞ 上記事業者と契約関係にある取引先事業者の労働者及び派遣労働者

※通報の日前1年以内に上記に該当する場合も含みます。

②事業者の役員

☞ 違反行為に係る事業者とその取引先事業者の役員

③その他

☞ 上記以外でも、通報の内容、性質等を考慮して認められる場合があります。

（例. 違反行為が重大で、かつ、被害が生じるおそれが高い場合において、1年以上前に退職した労働者から通報があったとき など）

通報内容の範囲

- 通報内容が、次のいずれかに該当し、**本市が法令又は条例に基づく処分又は勧告等を行う権限を有する場合に、外部公益通報として受け付けることができます。**

①法に基づく通報対象事実

☞ 次のいずれをも満たすもの

- 通報内容が、法で定める対象法律（別添一覧参照）に違反するものであること。
- 対象法律又はこれに基づく規制（行政処分など）に違反する行為に対して、刑事罰又は過料が適用されるものであること。

②法で定める以外の事実

☞ 上記以外で、通報内容が、法令、条例、規則、その他規程（要綱、基準等）に違反するもので、人（市民等）の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与えるもの

外部公益通報に係る対応体制

総括通報責任者（総務部総務課長）

- ☞ 外部公益通報への対応に関する事務を統括し、通報者からの意見などに対応する。
- ☞ 外部公益通報への対応に関し、所管課又は市民相談課に対し総合的な支援を行う。
- ☞ 外部公益通報制度の周知や職員への研修などを行う。
- ☞ 外部公益通報制度の運用状況を公表し、運用体制の評価及び点検を行い、制度の改善に努める。

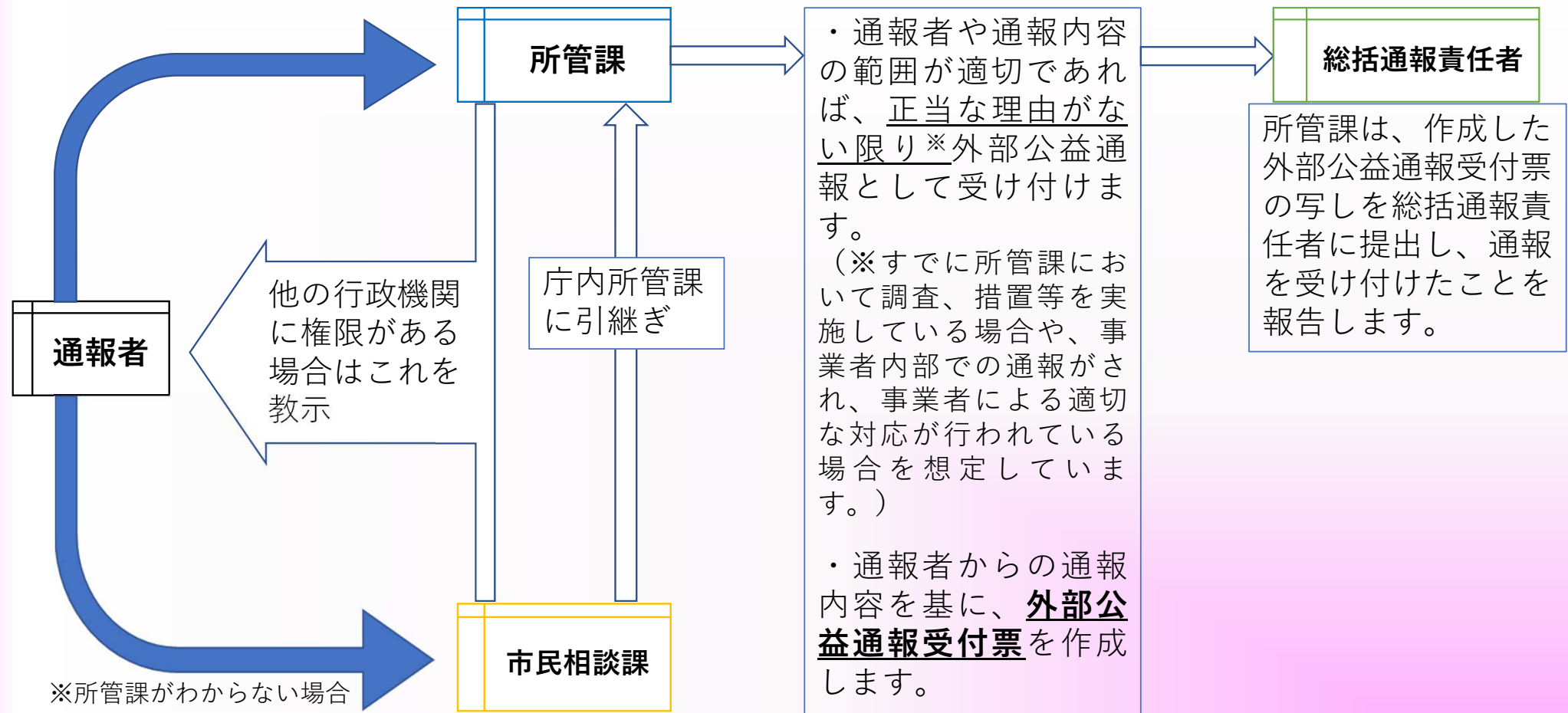
通報責任者（所管課の課長）及び通報担当者（通報責任者が指名する所管課の職員）

- ☞ 外部公益通報の受付対応、通報に係る調査、通報者との連絡調整等を担う。
- ☞ 他に処分又は勧告等の権限を有する行政機関の窓口がある場合は、教示する。
- ☞ 外部公益通報への対応に関する進捗状況等を総括通報責任者に報告する。
- ☞ 通報に係る調査の結果に応じて、処分又は勧告等の権限を行使するなどの措置をとる。

通報受付補助窓口（市民相談課）

- ☞ 通報者が所管課を確知できないときに、外部公益通報の受付補助を行う。
- ☞ 権限を有する、本市の所管課に適切に引き継ぎ、又は他の行政機関の窓口を教示する。

通報の受付



受付後の対応（①調査実施の判断）

- 通報を受け付けた所管課は、次のいずれかの要件を満たすと判断した場合は、公益通報に基づく調査を開始します。

①真実相当性の立証

☞ 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。（→単に噂や伝聞による通報ではなく、証人や証拠などで確認できる内容か判断します。）

②保護要件該当申出書の提出

☞ 次の事項を記載した**保護要件該当申出書**を所管課に提出すること。

- ・ 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所 ・ 通報内容となる事実の内容
- ・ 通報内容となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- ・ 通報内容となる事実について処分又は勧告等の措置がとられるべきと思料する理由

③調査すべき特別の事情があると認められること

☞ 上記①②の要件に該当しない場合（真実相当性について直ちに判断できないとき、匿名による通報であるときなど）でも案件の重要性等を考慮して、所管課の裁量で調査を実施することができます。

受付後の対応（②調査の実施等）

- 所管課は、調査実施を決定したときは、通報責任者や通報担当者の氏名を明示して、通報者に通知します。また、可能な限り調査にかかる期間を設定し、その期間も通知するよう努めます。
- 所管課は、調査をしないことを決定したときも、その旨と理由を通報者に通知します。この場合でも、所管課において、通報者からの情報提供として記録を残すよう努め、別途、同様の趣旨の通報等があった場合の参考とします。
- 調査は、通報者の情報が事業者とその関係者に特定されないよう、秘密保持に配慮しながら、適切な方法により実施します。
- 調査中も、調査に支障のない範囲で、調査の進捗状況を通報者に対して適宜通知します。

調査結果に基づく措置

- 所管課は、調査の結果、通報内容となる事実があると認められた場合は、法令又は条例に基づく処分又は勧告等の措置をとります。
- 所管課は、上記措置をとるときや、調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報者に対し調査結果あるいは措置内容を通知します。
- 上記に加えて、所管課は、措置の終了時や、調査の結果により措置を行わないことを決定したときは、通報に係る対応の結果を調査結果等記録票により総括通報責任者に対し報告します。

通報者の保護

- 通報者の保護を図るため、次のように取り組みます。

①秘密保持及び個人情報保護の徹底

- ☞ 通報対応に關与する職員には、守秘義務（秘密保持・範囲外共有の制限）があります。
- ☞ 通報に係る情報の共有については、必要最小限に限定し、特に通報者を特定させる事項は、事業者やその関係者に対して開示しないことを原則※とします。
（※調査を行う上で真に必要な情報を通報対応に關与する職員以外に共有する場合は、通報者の明示の同意を得ることとします。）

②利益相反関係の排除

- ☞ 総括通報責任者、通報責任者又は通報担当者が利益相反関係にある（事業者の関係者と親族関係にあるなど、利害関係を有する場合等）ときは、通報対応に關与させません。
- ☞ 対応の途中で利益相反関係が判明したときは、直ちに代替職員を指定し、業務を引き継ぎます。

③不利益な取扱いからの保護

- ☞ 所管課は、通報への対応が終了するまでの間、通報者が解雇等の不利益な取扱いを受けていないか適宜確認します。
- ☞ 通報者が事業者から不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁や兵庫労働局などの関係機関と連携して通報者の保護に係る支援を行います。

④意見又は苦情への対応

- ☞ 本市の通報対応に意見や苦情がある場合は、所管課を通じて総括通報責任者に申出ができます。
- ☞ 申出を受けた総括責任者は、状況を確認し、適切な措置を図り、通報者にその結果を通知します。